

社会福祉法人七峰会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害児入所施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 相談支援事業の経営
- (チ) 移動支援事業の経営
- (リ) 地域活動支援センターの経営
- (ヌ) 福祉ホームの経営
- (ル) 障害児通所支援事業の経営
- (ヲ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 七 峰 会 という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を青森県弘前市大字下白銀町2 1番地8に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事は、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資

金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

4 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の

3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 弘前市大字百沢字東岩木山

2608番11、他2筆 所在の

拓光園 及び 山郷館 敷地

(21, 153. 00平方メートル)

2608番11 8, 438. 00

2613番 9 32. 00

2628番 12, 683. 00

計 21, 153. 00

(2) 弘前市大字百沢字東岩木山

2628番地 所在の

家屋番号 2628番の1

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

拓光園2号館 園舎 1棟 (776. 97平方メートル)

附属建物 符号2

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

体育館 1棟 (444. 11平方メートル)

(3) 弘前市大字百沢字東岩木山2624番地14、2628番地、

2624番地13、2630番地7所在の

家屋番号 2624番14

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建

拓光園 養護院 1棟 (2, 834. 70平方メートル)

附属建物 符号1

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

車庫 1棟 (80. 97平方メートル)

(4) 弘前市大字熊嶋字亀田184番1 所在の

就労サポートひろさき 敷地 (2, 660. 28平方メートル)

(5) 弘前市大字百沢字東岩木山

2628番地 所在の

家屋番号 2628番の2

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

山郷館 園舎 1棟 (1, 500. 00平方メートル)

(6) 平川市猿賀明堂

244番1、他3筆	所在の
旭光園敷地	(6,242.00平方メートル)
244番1	293.00
245番	737.00
254番1	465.00
255番	4,747.00
計	6,242.00

(7) 平川市猿賀明堂

255番地、254番地1	所在の
家屋番号255番	
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	
旭光園養護所	1棟 (延 2,303.62平方メートル)
附属建物	符号1
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	
倉庫兼会議室	倉庫・集会所 1棟 (延 198.74平方メートル)

(8) 弘前市大字高杉字尾上山

346番1、他8筆	所在の
サンアップルホーム敷地	(18,711.89平方メートル)
346番1	1,417.00
346番2	2,864.00
349番	3,721.00
350番	4,410.00
351番	2,768.00
353番2	991.89
393番2	201.00
396番	1,753.00
398番	586.00
計	18,711.89

(9) 弘前市大字高杉字尾上山

350番地、351番地、346番地1	所在の
家屋番号350番	
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	
サンアップルホーム園舎	1棟 (延 2,624.53平方メートル)
附属建物	符号1

鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
第二調理室 炊事場 1棟 (58.32平方メートル)
附属建物 符号2
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
車庫物置 1棟 (延 169.65平方メートル)

(10) 弘前市大字高杉字尾上山

353番地2、351番地 所在の
家屋番号353番2
鉄骨造陸屋根平家建
サンアップル在宅介護支援センター・サンアップルホームデイサービスセンター 園舎 1棟
(579.49平方メートル)

(11) 弘前市大字百沢字東岩木山

2628番地、2625番地、2624番地4、2626番地 所在の
家屋番号 2628番の3
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
山友会館 集会室 1棟 (221.93平方メートル)

(12) 弘前市大字熊嶋字亀田183番2 所在の

はあと 敷地 (901.45平方メートル)

(13) 弘前市大字西大工町17番5 所在の

西大工町住宅 敷地 (118.11平方メートル)

(14) 弘前市大字高杉字尾上山

349番地、346番地2 所在の
家屋番号 349番
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
グループホームアップル・認知症デイサービスセンターじょい
養護院 1棟 (557.83平方メートル)

(15) 弘前市大字百沢字東岩木山

2624番13、他5筆 所在の
拓光園 敷地
(5,299.00平方メートル)
2624番13 495.00
2624番14 3,257.00

2630番5	148.00
2630番7	822.00
2631番7	59.00
2631番8	518.00
計	5,299.00

(16) 弘前市大字大久保字西田

92番3 所在の
山郷館デイサービスセンター弘前
敷地 (1,686.41平方メートル)

(17) 弘前市大字大久保字西田

92番地3 所在の
家屋番号 92番3
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
山郷館デイサービスセンター弘前 社会福祉施設
1棟 (654.48平方メートル)
附属建物 符号1
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
機械室 1棟 (2.25平方メートル)

(18) 平川市猿賀明堂

254番地1、255番地 所在の
家屋番号 254番1
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
さわら 社会福祉施設 1棟 (236.09平方メートル)

(19) 弘前市大字若葉

二丁目13番地1 所在の
家屋番号 13番1の1
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
くれよん 社会福祉施設 1棟 (495.90平方メートル)

(20) 弘前市大字若葉

二丁目13番地1 所在の
家屋番号 13番1の2
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
エイブル 社会福祉施設 1棟 (216.45平方メートル)

附属建物 符号 1

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

作業場 1棟 (66.24平方メートル)

符号 2

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

作業場・倉庫 1棟 (延161.16平方メートル)

(21) 弘前市大字熊嶋字亀田183番5 所在の

グループホーム熊嶋住宅 敷地 (406.46平方メートル)

(22) 弘前市大字熊嶋字亀田182番1、他2筆 所在の

障がい者総合支援センター拓心館 敷地 (3,105.28平方メートル)

182番1 (1,141.87平方メートル)

183番1 (1,439.26平方メートル)

183番6 (524.15平方メートル)

(23) 弘前市大字熊嶋字亀田

183番地5 所在の

家屋番号 183番5

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

熊嶋住宅 寄宿舍 1棟 (149.05平方メートル)

(24) 弘前市大字若葉

二丁目15番地1、16番地2 所在の

家屋番号 15番1

鉄骨造陸屋根2階建

サポートセンターわかば 社会福祉施設

1棟 (延 1,225.12平方メートル)

(25) 弘前市大字若葉

二丁目13番1、他2筆 所在の

くれよん、エイブル及びサポートセンターわかば 敷地

(6,436.83平方メートル)

13番1 3,416.54

15番1 2,516.89

16番2 503.40

計 6,436.83

(26) 黒石市八甲

64番1 所在の
山郷館くろいし 敷地 (5,381.00平方メートル)

(27) 黒石市八甲

64番地1 所在の
家屋番号 64番1
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
山郷館くろいし 社会福祉施設 1棟 (1,592.00平方メートル)
附属建物 符号1
木造合金メッキ鋼板葺平家建
ポンプ室 1棟 (18.00平方メートル)

(28) 黒石市角田

46番9 所在の
角田住宅 敷地
(246.04平方メートル)

(29) 黒石市角田

46番地9 所在の
家屋番号 46番9
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
角田住宅 居宅 1棟 (延 193.69平方メートル)

(30) 黒石市緑町

四丁目130番2、他1筆 所在の
緑町住宅 敷地 (180.82平方メートル)

130番2	16.79
131番	164.03
計	180.82

(31) 黒石市緑町

四丁目131番地 所在の
家屋番号 131番
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
緑町住宅 社会福祉施設 1棟 (延 135.82平方メートル)

- (32) 弘前市大字熊嶋字亀田
184番地1 所在の
家屋番号 184番1の2
鉄骨造陸屋根平家建
就労サポートひろさき 社会福祉施設 1棟(400.95平方メートル)
- (33) 弘前市大字百沢字東岩木山
70番3 所在の
やよい住宅 敷地 (620.33平方メートル)
- (34) 弘前市大字百沢字東岩木山
70番地3 所在の
家屋番号 70番3
軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
やよい住宅 社会福祉施設 1棟(延 185.97平方メートル)
- (35) 黒石市大字甲大工町
2番2、 他2筆 所在の
山郷館総合支援センター黒石 敷地(2,733.78平方メートル)
甲大工町 2番2 1,563.76
後大工町 9番 977.02
後大工町 48番 193.00
計 2,733.78
- (36) 黒石市大字甲大工町
2番地2 所在の
家屋番号 2番2
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
山郷館総合支援センター黒石 事務所 1棟(延885.39平方メートル)
- (37) 弘前市大字高杉字山下
298番1 所在の
サンアップルヘルパーセンター、弘前市北部地域包括支援センター
敷地(371.73平方メートル)
- (38) 弘前市大字高杉字山下
298番地1 所在の
家屋番号298番1

木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
サンアップルヘルパーセンター、弘前市北部地域包括支援センター
居宅 1棟 (延 167.02平方メートル)

(39) 弘前市大字熊嶋字亀田

183番地2 所在の
家屋番号 183番2
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
はあと
社会福祉施設 1棟 (284.45平方メートル)

(40) 弘前市大字熊嶋字亀田

184番地1 所在の
家屋番号 184番1の3
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
よろこび住宅
寄宿舎 1棟 (延 237.49平方メートル)

(41) 黒石市八甲

64番地1 所在の
家屋番号 64番1の2
鉄骨造陸屋根平家建
山郷館パレット・山郷館デイサービスセンター黒石
社会福祉施設 1棟 (537.97平方メートル)

(42) 黒石市緑町

三丁目16番16 所在の
山郷館ライフ
敷地 (281.20平方メートル)

(43) 黒石市緑町

三丁目16番地16 所在の
家屋番号 16番16
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
山郷館ライフ
居宅 1棟 (延 125.86平方メートル)

(44) 弘前市大字百沢字東岩木山

2628番地 所在の
家屋番号 2628番の4
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
山郷館地域生活援助ハウス
集会所 1棟 (118.00平方メートル)

(45) 黒石市柵ノ木

二丁目56番 所在の
山郷館児童デイサービスセンターきっず、山郷館柵ノ木住宅
敷地 (985.46平方メートル)

(46) 黒石市柵ノ木

二丁目57番 所在の
山郷館児童デイサービスセンターきっず、山郷館柵ノ木住宅
敷地 (694.52平方メートル)

(47) 黒石市柵ノ木

二丁目57番地 所在の
家屋番号57番
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
山郷館サポートセンター柵ノ木
社会福祉施設 1棟 (延585.38平方メートル)

(48) 黒石市柵ノ木

二丁目56番地 所在の
家屋番号56番の1
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
山郷館児童デイサービスセンターきっず、山郷館柵ノ木住宅物置
共同住宅 1棟 (延144.68平方メートル)
附属建物 符号1
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
物置 1棟 (6.62平方メートル)
附属建物 符号2
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
物置 1棟 (6.62平方メートル)
附属建物 符号3
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

物置 1棟 (6.62平方メートル)

(49) 弘前市大字八幡字平塚

26番2、他2筆 所在の
賀田住宅
敷地 (1,801.77平方メートル)
26番2 953.25
26番9 298.96
26番10 549.56
計 1,801.77

(50) 弘前市大字八幡字平塚

26番地2 所在の
家屋番号26番2の1
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
賀田住宅A棟
社会福祉施設 1棟 (延167.27平方メートル)

(51) 弘前市大字八幡字平塚

26番地2 所在の
家屋番号26番2の2
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
賀田住宅B棟
社会福祉施設 1棟 (延167.27平方メートル)

(52) 弘前市大字八幡字平塚

26番地2 所在の
家屋番号26番2の3
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
賀田住宅C棟
グループホーム 1棟 (延167.27平方メートル)

(53) 弘前市大字緑ヶ丘

三丁目5番1 所在の
グリーンヒル
敷地 (605.80平方メートル)

- (54) 弘前市大字緑ヶ丘
三丁目5番地1 所在の
家屋番号5番1
鉄骨造コンクリート板葺2階建
寄宿舎 1棟 (延467.93平方メートル)
- (55) 黒石市大字中川字花岡
41番5 他1筆 所在の
児童発達支援センター花りんご
敷地 (1,663.45平方メートル)
41番5 (1,549.18平方メートル)
41番6 (1,114.27平方メートル)
- (56) 黒石市大字中川字花岡
41番地5 所在の
家屋番号41番5
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
園舎 1棟 (451.50平方メートル)
- (57) 弘前市大字熊嶋字亀田
183番地1、182番地1、183番地6 所在の
家屋番号183番1
鉄骨造陸屋根平家建
障害者支援施設 1棟 (1,158.70平方メートル)
- (58) 弘前市大字高杉字長谷野
143番1 所在の
小規模多機能ホームサンアップル 敷地 (719.55平方メートル)
- (59) 弘前市大字高杉字長谷野
143番地1 所在の
家屋番号 143番1
鉄骨造陸屋根平家建
居宅介護施設 1棟 (352.35平方メートル)
- (60) 平川市唐竹高田43番 他2筆 所在の
障害者支援施設青葉寮
敷地 (15,081.00平方メートル)

- 43番 (1, 884. 00平方メートル)
- 44番 (655. 00平方メートル)
- 45番 (12, 542. 00 平方メートル)

(61) 黒石市大字南中野字上平3番2 他2筆 所在の

障害児入所施設もみじ学園

敷地 (9, 490. 28平方メートル)

中野字上平 3番2 (58. 00 平方メートル)

中野字上平 5番3 (5, 490. 28 平方メートル)

温湯字蜚堤沢 5番1 (3, 942. 00 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 障害者就業・生活支援センターの事業
- (3) 日中一時支援の事業
- (4) 地域包括支援センターの事業
- (5) 有料老人ホームの事業
- (6) 社会福祉事業従事者等の育成事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散及び合併

(解 散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 39 条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可を得なければならない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を青森県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人 七 峰 会 の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	相 馬 慶 七
理 事	常 田 武 夫
”	安 田 忠
”	一 町 田 与 助
”	成 田 富 栄
”	河 村 泰 雄
”	奥 田 稔
監 事	工 藤 澄 雄
”	松 岡 忠 雄

昭和50年	1月	一部変更	基本財産増
昭和52年	6月	一部変更	基本財産増 指導による変更
昭和53年	5月	一部変更	新規事業開始 基本財産増 指導による変更
昭和54年	6月	一部変更	新規事業開始 基本財産増
昭和55年	5月	一部変更	事務所の移転
昭和58年	3月	一部変更	基本財産増 事業目的の変更 理事定数の変更
昭和63年	9月	一部変更	新規事業開始 基本財産増 指導による変更
平成5年	7月	一部変更	事務所の移転
平成6年	6月	一部変更	事業目的の変更 基本財産増 指導による変更
平成7年	9月	一部変更	事業目的の変更 指導による変更
平成8年	4月	一部変更	理事定数の変更
平成9年	12月	一部変更	新規事業開始 基本財産増 指導による変更

平成11年 9月	一部変更	事業目的の変更 指導による変更 理事定数の変更 評議員定数の変更 基本財産増
平成12年12月	一部変更	新規事業開始 指導による変更
平成13年 3月	一部変更	定款準則改正による変更 事業の追加 建物の改築、増築 基本財産増
平成14年11月	一部変更	基本財産増
平成15年 4月	一部変更	事業の追加 法の改正 事業の指定 事業所の移転
平成15年 6月	一部変更	事業の追加 基本財産増
平成16年 6月	一部変更	事業の追加 事業場所の移転変更
平成16年 7月	一部変更	基本財産増
平成17年 1月	一部変更	定款準則に基づく変更
平成17年 4月	一部変更	事業の追加 定款準則改正による変更 事業名称の変更 理事定数の変更 評議員定数の変更

平成17年 7月	一部変更	事業の追加 定款準則改正による変更 基本財産増
平成17年12月	一部変更	事業の追加 事業の削除 基本財産増
平成18年 1月	一部変更	基本財産の町名変更
平成18年 2月	一部変更	基本財産の町名変更
平成18年 4月	一部変更	事業の追加 基本財産減 基本財産増
平成18年 6月	一部変更	条文字句の変更
平成18年10月	一部変更	事業の追加・削除 定款準則改正による変更
平成19年 2月	一部変更	法改正による事業の変更 基本財産増
平成19年 6月	一部変更	定款準則改正による変更 事業の追加・削除 基本財産増・訂正
平成20年 6月	一部変更	基本財産増・訂正
平成20年 9月	一部変更	基本財産増・訂正
平成20年12月	一部変更	基本財産増・訂正
平成21年 5月	一部変更	基本財産増・訂正
平成21年 7月	一部変更	基本財産減

平成21年 9月	一部変更	基本財産増・訂正
平成22年 6月	一部変更	事業の追加・削除 基本財産増・訂正
平成23年 5月	一部変更	事業の目的・変更 基本財産増・訂正
平成24年 1月	一部変更	公益を目的とする事業の変更 基本財産増・訂正
平成24年 6月	一部変更	第一種社会福祉事業目的の変更 基本財産増 公益を目的とする事業の変更
平成24年 6月	一部変更	基本財産一部変更
平成24年 11月	一部変更	基本財産一部変更
平成25年 5月	一部変更	事業の追加
平成26年 6月	一部変更	常務理事定数の変更 基本財産一部変更 基本財産増
平成27年 4月	一部変更	条文字句の追加 基本財産増
平成27年 12月	一部変更	公益を目的とする事業の追加
平成28年 8月	一部変更	基本財産減
平成28年 8月	一部変更	基本財産一部変更
平成28年 12月	一部変更	基本財産増
平成29年 4月	一部変更	法改正による変更

平成29年 7月	一部変更	第二種社会福祉事業の追加 基本財産増
平成29年10月	一部変更	会計監査人の設置による変更
平成30年11月	一部変更	第一種社会福祉事業の追加 評議員への報酬支給による変更 基本財産減
令和 元年 7月	一部変更	基本財産増 基本財産減 公益を目的とする事業の削除